宝塚市議会議員からのハラスメント行為等に関するアンケート　集計結果

【目　　的】 昨今、社会的な問題となっている「市議会議員からのハラスメント行為」等について、本市における発生を防止するための方策を協議・検討するにあたり、本市において実際にどのような問題行為が行われているのかを把握するため。

【調査対象】
- 本市特別職職員のうち、市長、副市長、市議会議員、公営企業管理者、教育長
- 特別職を除く本市すべての職員（会計年度任用職員を含む）
  （出張所等出先機関、公営企業、市立学校・幼稚園・保育所等を含む）
- 市立学校に勤務する全ての教職員（県費・市費とも）

【調査期間】 令和7年1月17日（金）から令和7年1月31日（金）まで

【調査方法】 兵庫県電子申請共同運営システムを使用したオンラインアンケート

【回答総数】 523件

【本アンケートの各問の自由記述欄について】
本資料における各問の自由記述欄については、議員によるハラスメント行為に関連しない記述を除外した上で、個人や具体的な事案、回答者が特定または推測されないよう、要約・抜粋して掲載しています。

なお、記述された内容について、議会として事実の確認を行ったものではありません。

問1　　あなたの性別を教えてください。

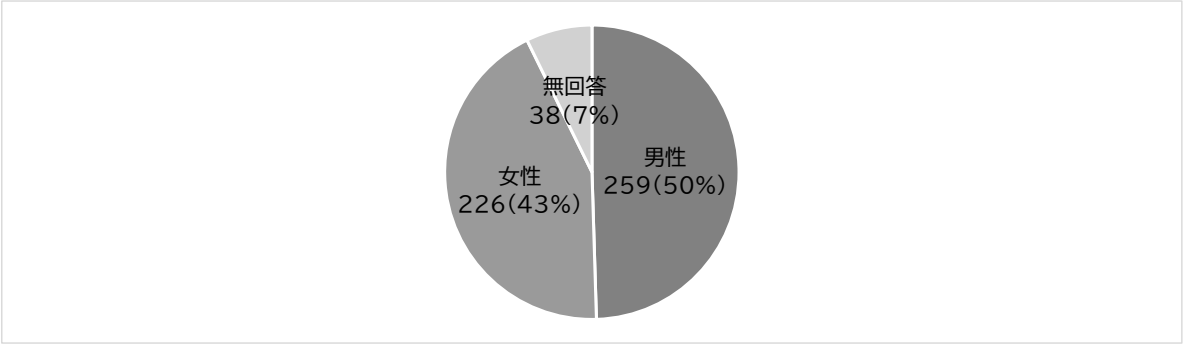

問2　　あなたは過去6年以内に、市議会議員からハラスメント行為を受けたことがありますか。

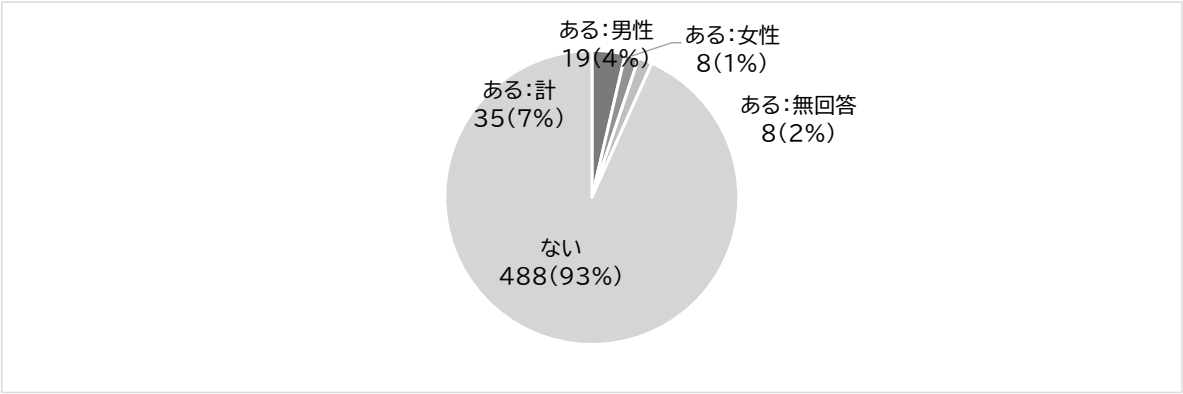

問3　あなたは市議会議員から、どのようなハラスメント行為を受けましたか。
当てはまる行為を全て選択してください。

・パワーハラスメントにあたる行為

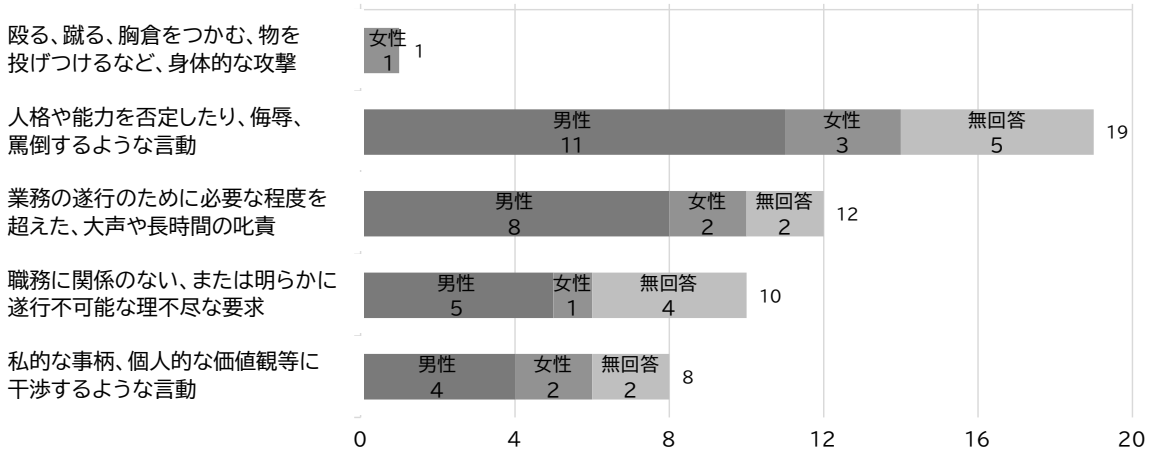

・セクシャルハラスメントにあたる行為

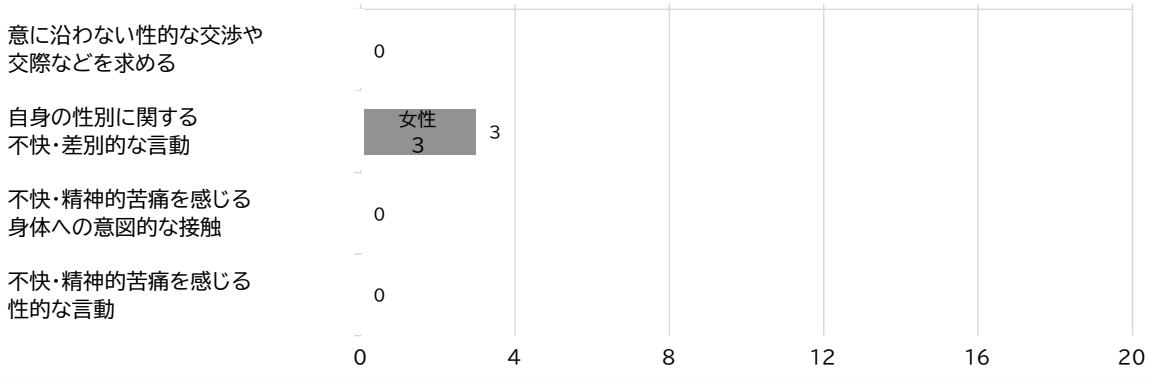

・妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントにあたる行為

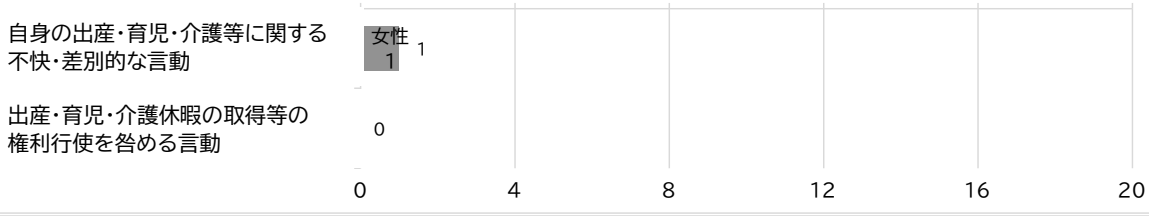

その他のハラスメントにあたる行為

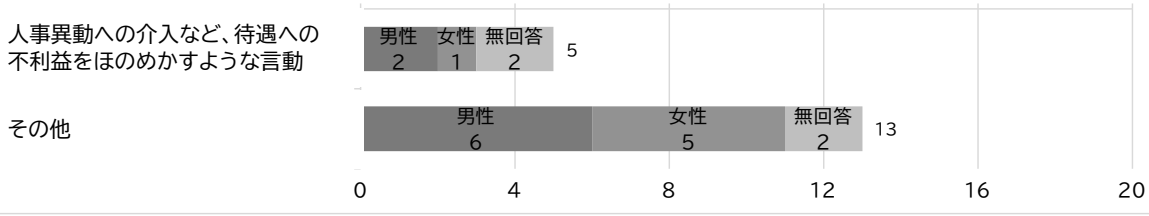

（その他　自由記述欄への13件の記述の概要）

各選択肢に該当すると思われる議員の言動や、その際の状況等を記した以下のような具体的な記述があった。

- 職員を見下したような、横柄で威圧的な態度・言動
- 職員の性別や職種に関する差別的な態度・言動
- 公の場での誹謗中傷や、人格・キャリアを否定する発言
- 機関紙等の定期購読の要求
- 職員の人事や、市民に対する職務にかかる威圧的な言動による介入

また、議会での一般質問に関して、選択肢に該当しない以下のような言動を問題視する記述があった。

・ 時間外・休日の対応や長時間の拘束等、職員に対する負担の強要
・ 特定の者の個人的な要求にしか寄与しない議会での質問

問4　あなたが市議会議員から問3のハラスメント行為を受けたのはいつですか。
複数回、または継続的にハラスメント行為を受けた場合は、該当する時期を全て選択してください。

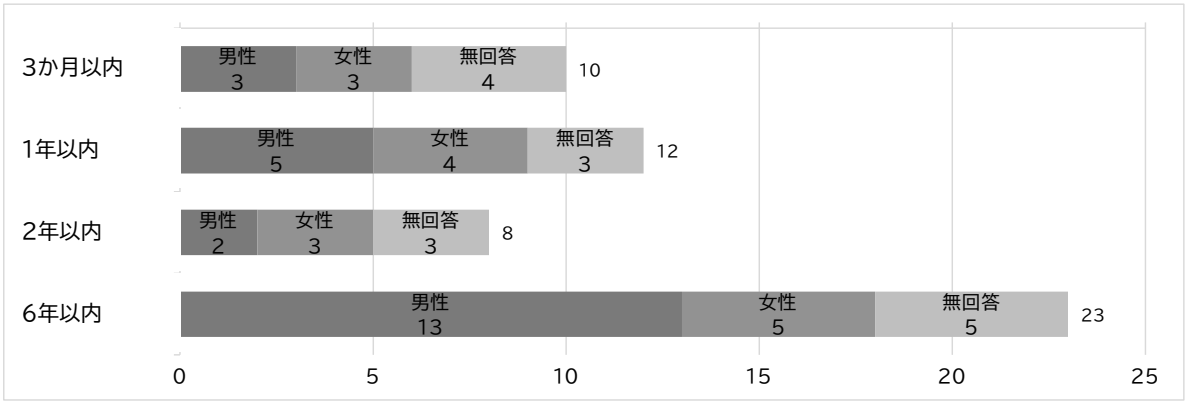

問5　あなたは市議会議員からのハラスメント行為を受けたときに、どのような影響がありましたか。
複数のハラスメント行為があり、それぞれの影響が異なった場合は、該当するものを全て選択してください。

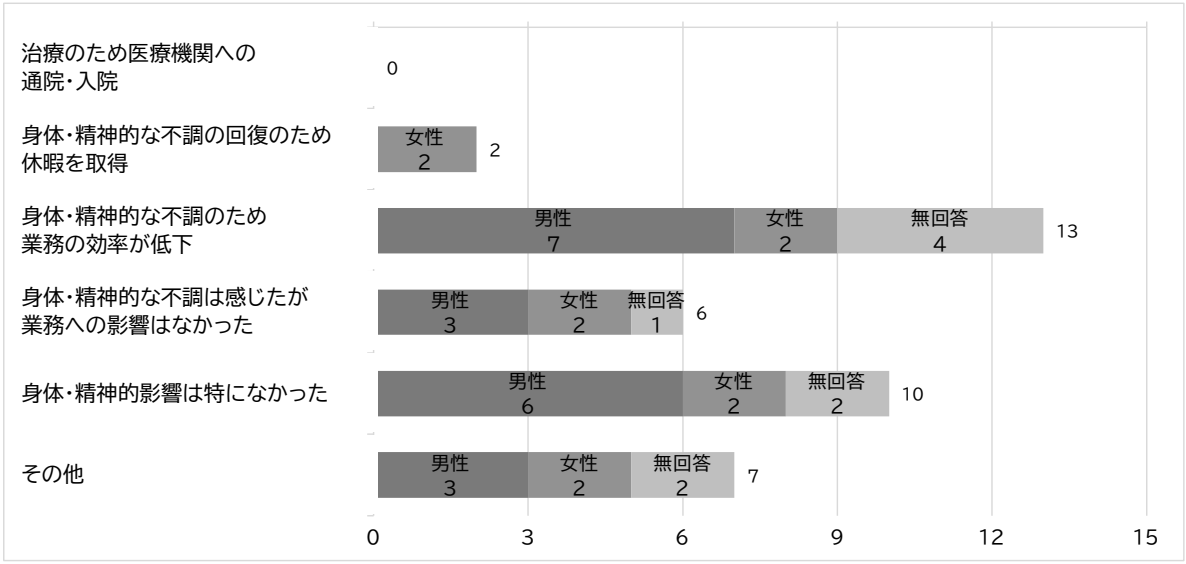

（その他　自由記述欄への7件の記述の概要）
具体的な身体・精神的な影響の例として、以下のような記述があった。
・ 当該議員を見ることで身体症状を発症するようになった
・ 議員に対して萎縮し、話ができなくなった
身体・精神的な影響以外に、以下のような記述があった。
・ 影響こそなかったものの、腹立たしさを覚えた
・ 対応のために多大な時間を費やした
・ 議員からのハラスメント事案に対する上司の対応に失望した

問6　あなたは市議会議員からのハラスメント行為を受けたときに、どのような対応をしましたか。
該当するものを全て選択してください。

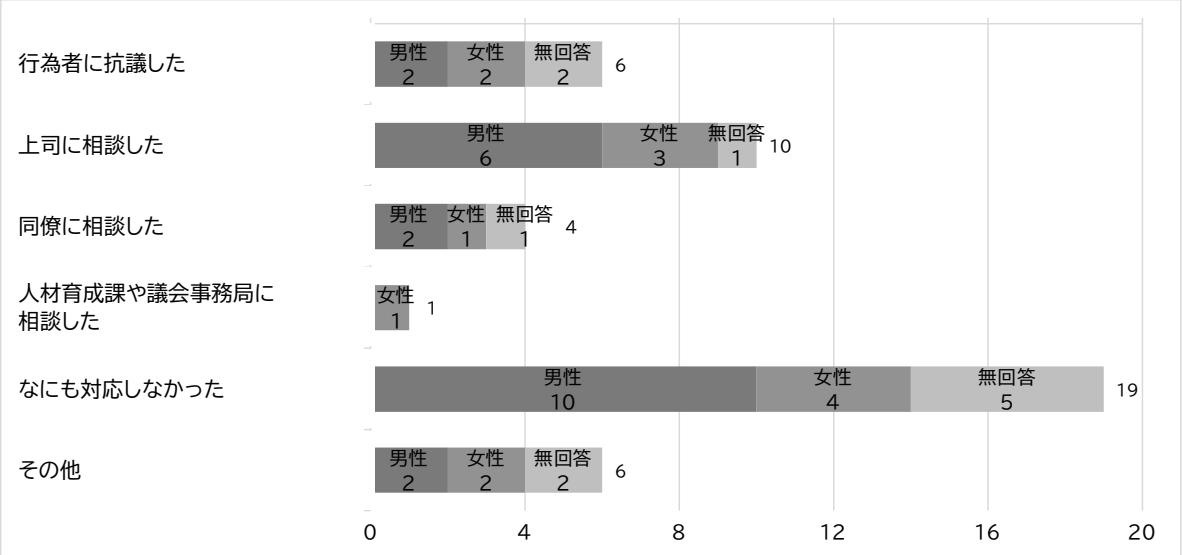

（その他　自由記述欄への6件の記述の概要）

選択肢以外の対応として、以下のような記述があった。

- 選択肢にない相談先（市の法制担当や労働組合）の選択
- 相談ではなく、上司や同僚、周囲への報告や情報共有
- 報道機関や動画サイト等、外部への公表の検討

問7　問6で「なにも対応しなかった」を選択した方にお尋ねします。なにも対応しなかったのはなぜですか。
該当するものを全て選択してください。

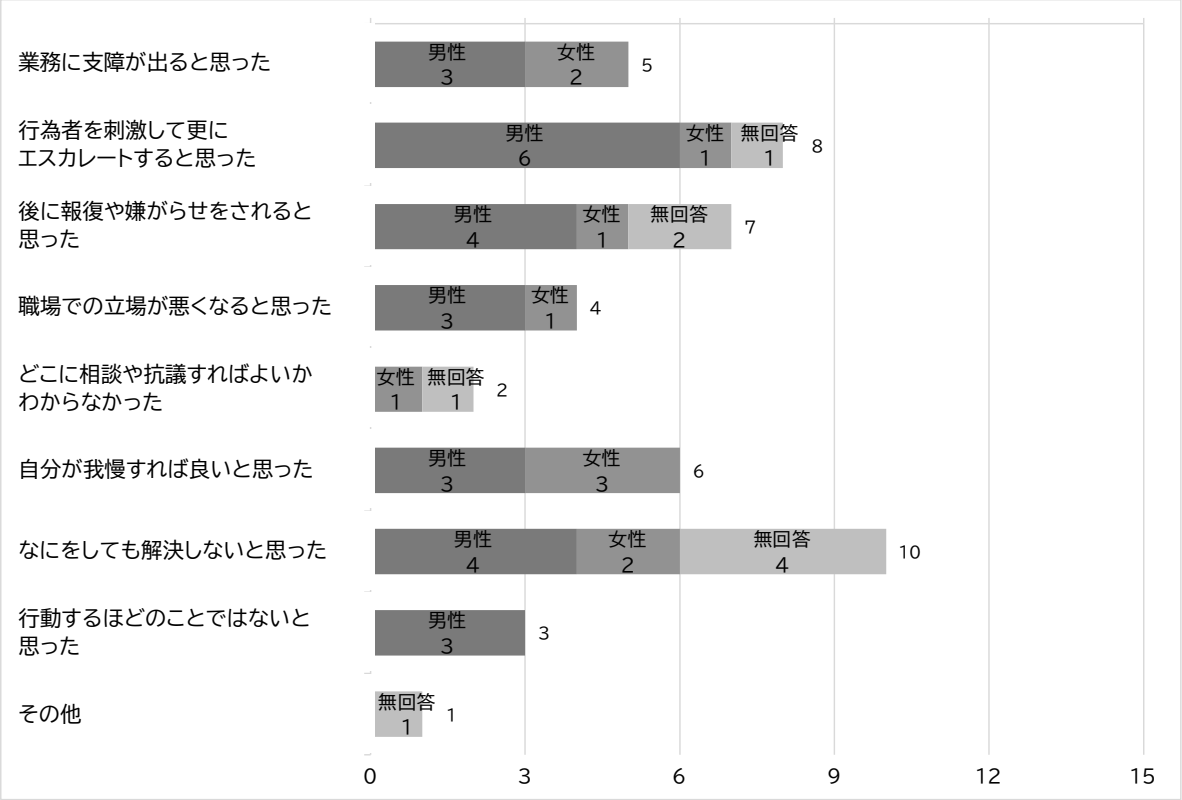

（その他　自由記述欄への1件の記述の概要）

解決が期待できない理由として、以下のような記述があった。

- ハラスメント行為を行った議員が属する議会の自浄作用は期待できない
- その行為に自発的に対応していない議会事務局も、相談先として不適

問8　あなたは過去6年以内に、他の職員が市議会議員からハラスメント行為を受けているのを見た、あるいは聞いたことがありますか。

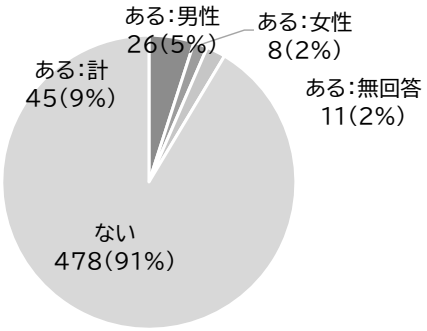

問9　あなたは、他の職員が市議会議員からどのようなハラスメント行為を受けているのを見た、あるいは聞きましたか。当てはまる行為を全て選択してください。

・パワーハラスメントにあたる行為

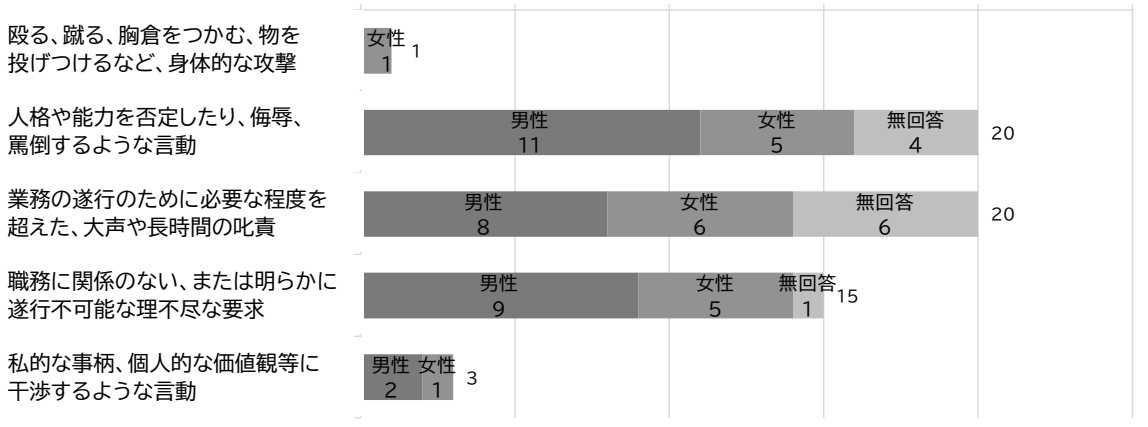

・セクシャルハラスメントにあたる行為

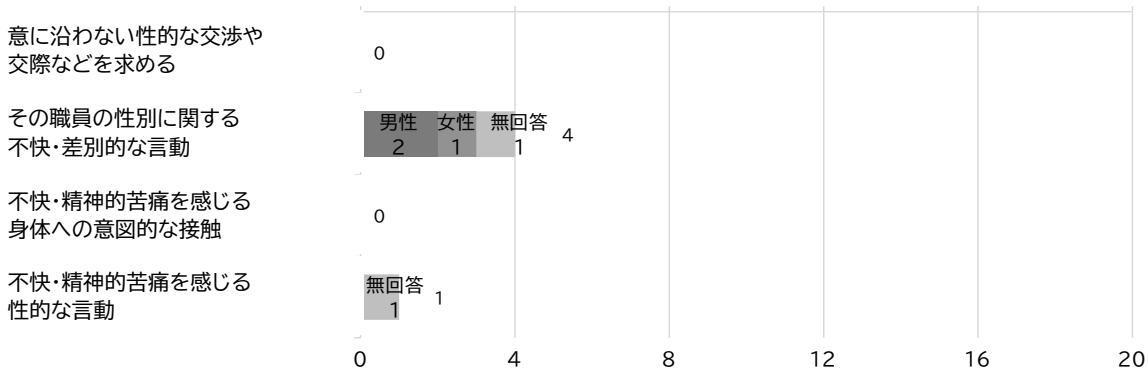

・妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントにあたる行為

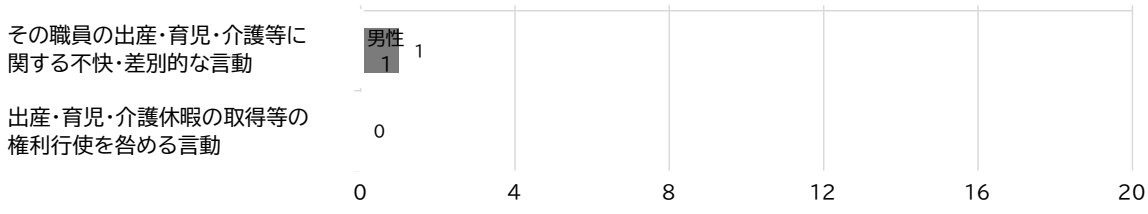

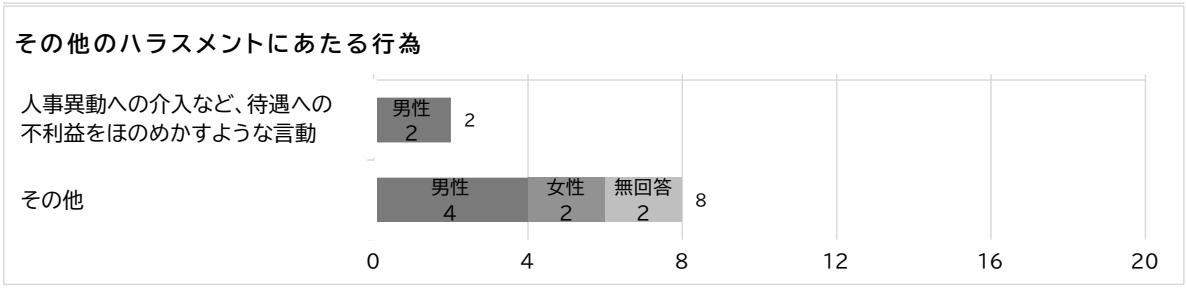

（その他　自由記述欄への8件の記述の概要）

各選択肢に該当すると思われる議員の言動や、その際の状況等を記した以下のような具体的な記述があった。

- 職員を見下したような、横柄で威圧的な態度・言動
- 特定の者への優遇を求める高圧的な発言
- 機関紙等の定期購読の要求

また、選択肢に該当しない以下のような言動を問題視する記述があった。

- 年下の者に対する「ちゃん」付けの呼称
- 職員個人を特定・類推できる発言や、提案ではなく強要ともいえる発言、職員が発言していない、あるいは発言を恣意的に解釈した内容に基づいた批判など、議会や委員会といった公の場での、職員に対する無配慮な言動

問10　他の職員が市議会議員から問9のハラスメント行為を受けていたのはいつのことですか。
複数回、または継続的にハラスメント行為を受けていた場合は、該当する時期を全て選択してください。

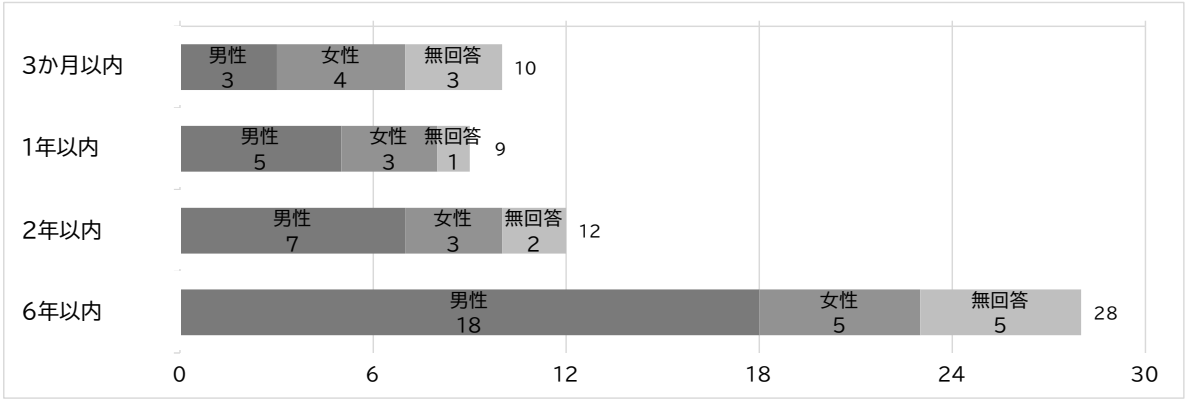

問11　他の職員が市議会議員からハラスメント行為を受けているのを見た、あるいは聞いたことで、あなたにどのような影響がありましたか。
複数のハラスメント行為があり、それぞれの影響が異なった場合は、該当するものを全て選択してください。

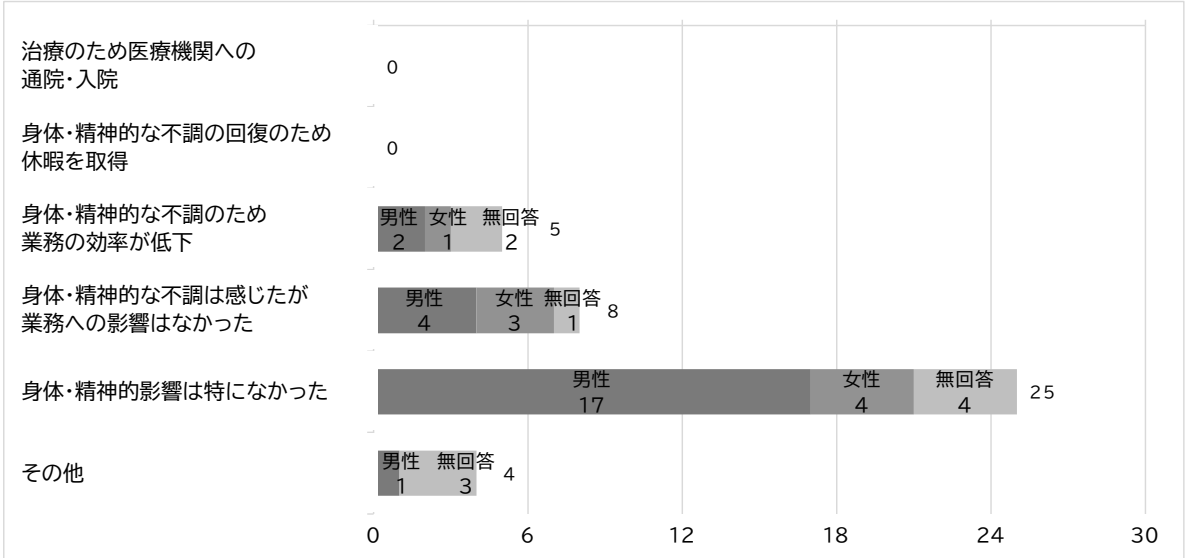

（その他　自由記述欄への4件の記述の概要）

身体・精神的な影響以外に、以下のような記述があった。

- 腹立たしさや不快感を覚えた
- 議員と建設的な話をする意欲を失った

問12　あなたは過去6年以内に、市議会議員と接する中でハラスメント行為を受けたとまでは思わないが、不快に感じた言動を受けたことはありますか。

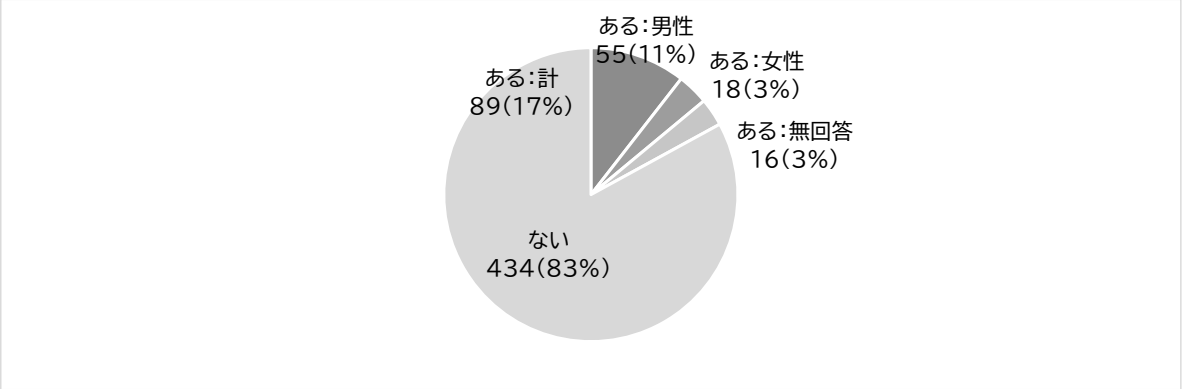

問13　あなたは市議会議員から、どのような不快な言動を受けましたか。
当てはまる行為を全て選択してください。

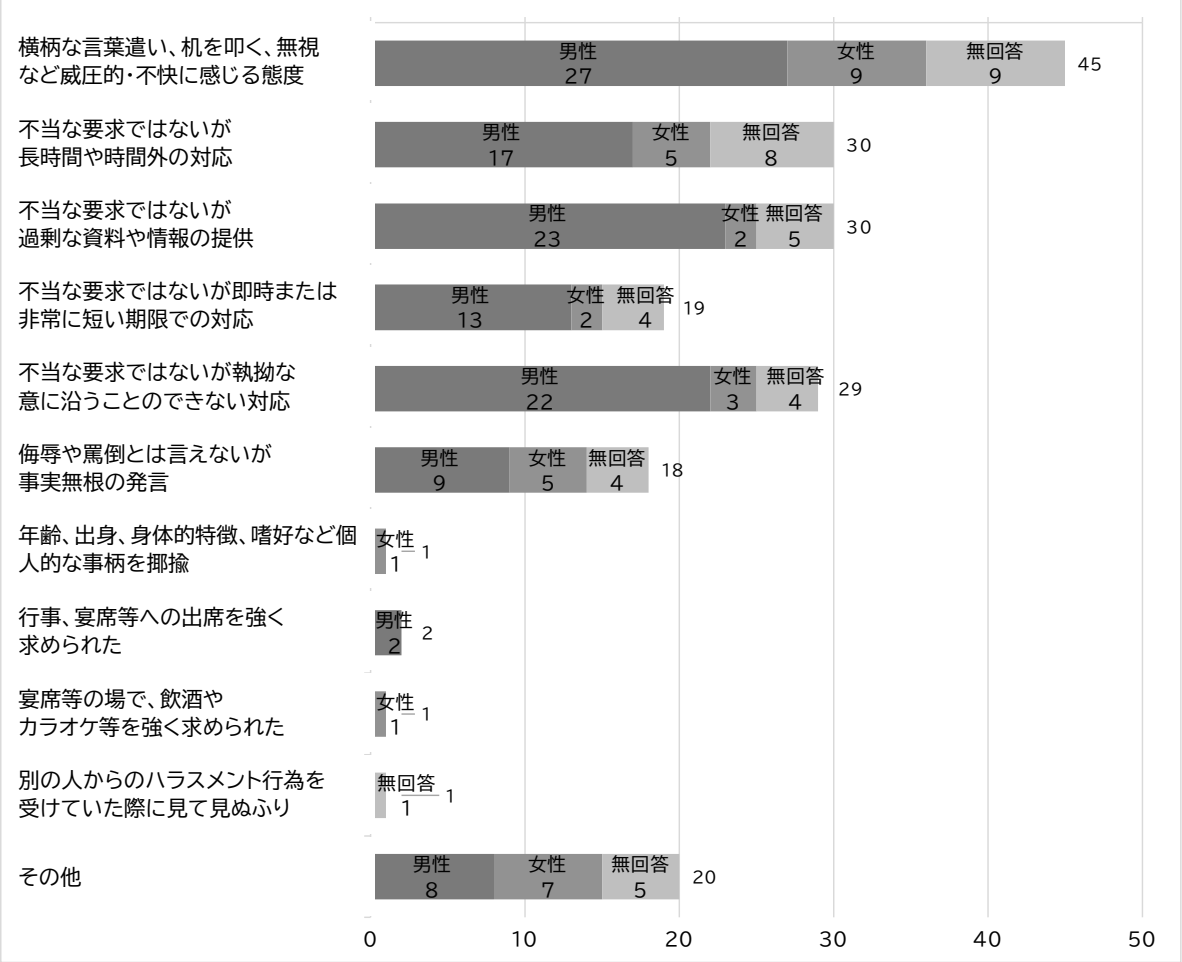

（その他　自由記述欄への20件の記述の概要）

各選択肢に該当すると思われる議員の言動や、その際の状況等を記した以下のような具体的な記述があった。

特に、議員への対応に関しては、不当な要求ではなくても職員の負担が大きく、職員が昇格を希望しない原因や、市の業務執行や意思決定の遅れの原因になっている、との記述があった。

・ 横柄な言葉遣い、机を叩く、罵倒、他者の悪評、睨み付けるといった威圧的・不快な言動
・ 議員や、特定の者に対する優遇を暗に求めるような言動
・ 所管で対応できない事柄に関する要求
・ 議員本人の意図に関わらず、短い期限での対応を求められること
・ 議会での一般質問の答弁調整のために、夜間や休日、時間外での対応や、長時間の拘束を求められること
・ そのための議員への連絡自体がつかなかったり、連絡なしに面談がキャンセルされたこと

問14　あなたが市議会議員から問13の不快な行為を受けたのはいつですか。
複数回、または継続的に不快な受けた場合は、該当する時期を全て選択してください。

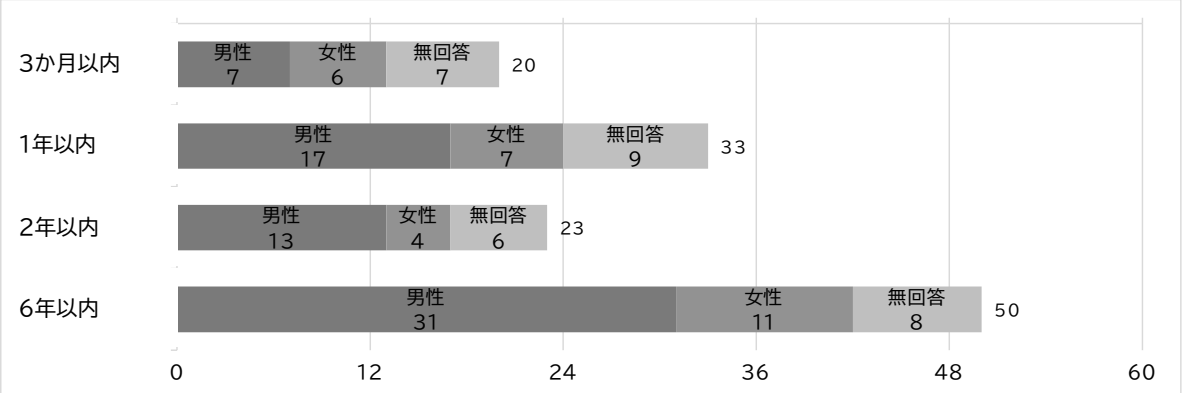

問15　市議会議員からのハラスメント行為を防止するために、必要だと思うものを全て選択してください。

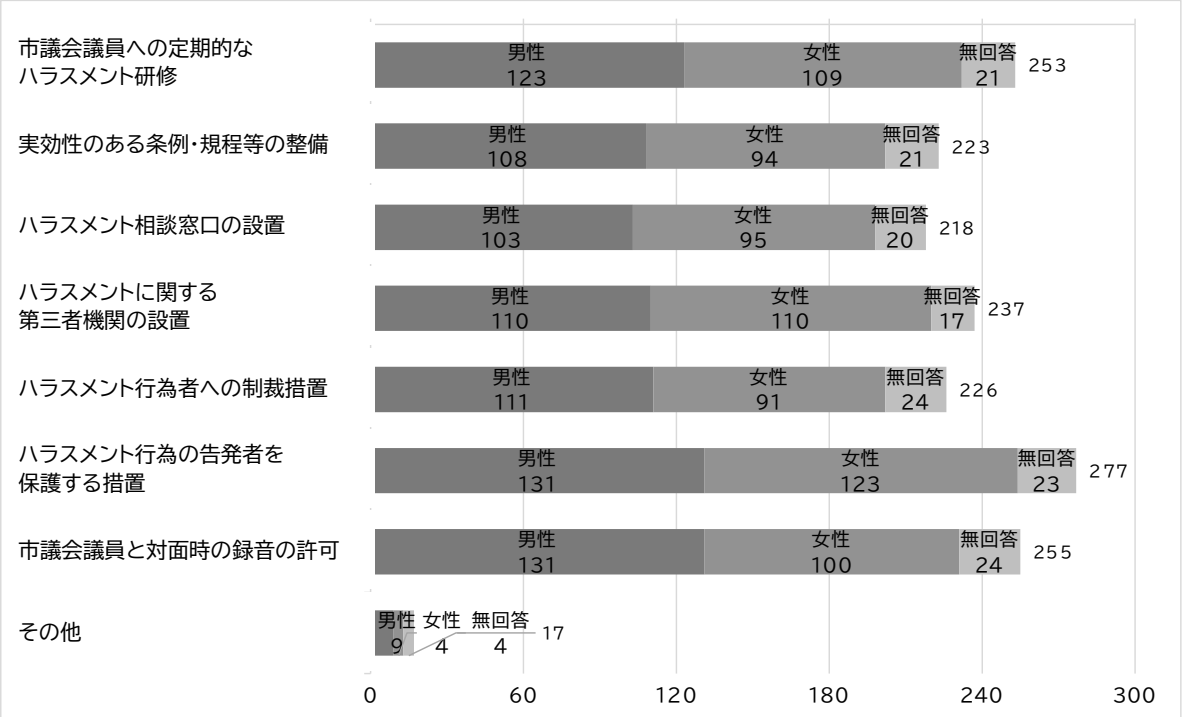

（その他　自由記述欄への17件の記述の概要）

各選択肢に関する具体的な内容について、以下のような意見があった。

・ ハラスメント以外に、アンガーマネジメントや地方自治、議会のルール等、議員という立場を踏まえた研修
・ 行為者名や行為内容の公表、議員辞職や報酬の返還といった制裁措置

他に必要なものとして、以下のような意見があった。

・ 個人的な連絡先交換の禁止
・ 職員への啓発を含めた、被害を訴えやすい環境の整備
・ 議会の一般質問対応への負担軽減に繋がるルールの整備
・ 議員間や議員・職員間のコミュニケーション強化
・ 議員の人権感覚の向上と、自らの権力と立場、市政における役割の自覚

問16　あなたは過去6年以内に、職場において市議会議員以外の職員（特別職を含む）からハラスメント行為を受けたことがありますか。

問17　あなたは市議会議員以外の職員（特別職を含む）の誰から、どのようなハラスメント行為を受けましたか。当てはまる行為を行った行為者を全て選択してください。

問18　あなたが市議会議員以外の職員から問17のハラスメント行為を受けたのはいつですか。複数回、または継続的にハラスメント行為を受けた場合は、該当する時期を全て選択してください。

上記の3問への回答は、議員によるハラスメント問題と関連しないため、本資料では掲載しない。

問19　その他、ハラスメント行為全般に関して、ご意見があれば記入してください。（自由記述）

（自由記述欄への125件のうち、議員またはハラスメント行為全般に関する記述の概要）

【議員に対して問題と感じる事柄について】

問題と感じる事柄として、以下のような記述があった。

- ハラスメントに該当すると感じた議員の言動や、その際の状況等を記した具体的な記述
- 議員活動の一環であっても、職員に多大な負担を強いる、または職員の対応が難しい発言や要望
- 議会における、市政全体でなく個別特定の事案に関する発言や要望

問題の原因として、以下のような指摘があった。

- 議員のハラスメント行為に対する問題意識の希薄さ
- 議員の権力、立場（職員に対する優位性）の無自覚や、職員の職務への無理解
- 法理よりも自身の感覚や、市民要望の実現、自身への支持拡大を優先する議員の意識

問題の改善案として、以下のような指摘があった。

- 定期的なハラスメント研修やアンケートの実施、議員相互でのチェックを通じた、議員としての在り方や、議員活動の意味の再認識といった、議員の意識改革の必要性

【議員に対して直接にではないが、問題と感じる事柄について】

問題と感じる事柄として、以下のような記述があった。

- ハラスメント行為の被害者側となる職員の対処の難しさ
- ハラスメント相談窓口に対する不信感

問題の原因として、以下のような指摘があった。

- 年々変化するハラスメントの定義、ハラスメント行為と適切な指導との区分判断などの難しさ
- ハラスメント相談窓口での、聞き取り自体が苦痛、立証が難しい、情報漏洩や報復に対する懸念
- 相談者に対する不十分な対応や、加害者に対する不十分な処分

問題の改善案として、以下のような指摘があった。

- ハラスメントに関する事例集の整備や、正しい認識、受け手側の自己防衛手段等、職員への啓発活動
- 相談しやすい環境の整備、徹底した調査や明確な罰則、被害者に対するフォロー等、相談窓口の実効性確保

【ハラスメント行為全般について】

ハラスメント問題全般の防止のために、市や市議会が採るべき行動として、以下のような意見があった。

- 相手の立場を考え、信頼関係を築くことのできる風通しの良い環境の整備
- ハラスメント行為に対する毅然とした対応
- ハラスメント行為の根絶に向けた強いメッセージの提示